

4. 遺構表現に関する計画

本史跡は7世紀中頃に前身官衙が設けられ、7世紀末の筑後国成立期から12世紀後半に至る律令国家の確立期から中世に至る政治状況の変遷を示す遺跡として稀有な遺跡である。

各ゾーンは国府の変遷を示しており、ゾーンごとに異なる年代の遺構が存在している。各ゾーンにシンボルカラーを設定して遺構表現や解説施設に用いるなど、国府の変遷や時代区分を分かりやすく表現する。

なお、全ての年代の遺構の保存に配慮しつつ、各ゾーンの特徴を最も表す整備対象年代を設定し、遺構の価値を分かりやすく伝える表現を実施する（図5-4-1）。

また、遺構の状況が把握できていない箇所は、それらの情報を得ることを目的とした確認調査を実施し、その成果をもって遺構の表現に係る主たる対象を検討する。

（1）遺構の表現の主たる対象

1）前身官衙〔憩いの広場ゾーン〕

枝光台地の北西部に広がる前身官衙のほぼ中央で発見され、正殿と目される大型四面廂建物の遺構が存在する。この四面廂建物は、7世紀後半の白村江の戦いに関わる緊迫した社会情勢の中で建てられ、同時期の掘立柱建物では九州最大級を誇る。四面廂建物の周囲には同時期に存在した遺構は確認されていないため、7世紀後半を整備対象年代とし、大型四面廂建物の遺構を表現する。空閑地は近隣住民が集い、憩える場所として整備を検討する。

2）Ⅰ期政庁〔協働保存ゾーン〕

高良川右岸の台地上、南北約180m・東西100m以上の範囲を囲む築地塀の遺構と、その内部に大型掘立柱建物の遺構が存在する。Ⅰ期政庁が最も充実したと考えられる8世紀初頭を整備対象年代とし、同時期に存在した政庁の南を画する築地塀と正倉と考えられる掘立柱建物の遺構を表現し、国内最古・最大の政庁を理解できる整備を検討する。

3）Ⅱ期政庁〔歴史体感ゾーン〕

筑後国府の歴史を通して隆盛を極めた時代の政庁で、築地塀で区画された政庁とその前面の官道などの遺構が存在する。政庁内部の西脇殿が瓦葺き礎石建物となる9世紀前半を整備対象年代とする。

隣接する都市計画道路からも見えるように築地塀や西脇殿、政庁前面の朝集殿院と考えられる掘立柱建物、官道とそこから政庁へ伸びる道路の遺構を表現し、視覚的にも筑後国府の歴史を体感できる整備を検討する。

4）国司館〔にぎわい・体験ゾーン〕

政庁を凌ぐ広大な面積を誇る国司の屋敷跡で、築地塀や掘立柱建物、土坑、官道などの数多くの遺構が存在する。筑後守都朝臣御西が生きた9世紀後半を整備対象年代とし、同時期に存

在した築地塀や掘立柱建物、官道の表現を図り、広大な面積を活かして古代の国府を体験できる整備を検討する。

5) 総合案内ゾーン

この地区は、Ⅱ期政庁〔歴史体感ゾーン〕と都市計画道路に挟まれた土地であり、史跡指定地外である。Ⅱ期政庁の西面築地塀の側溝が所在するものと想定されるが遺構の表現は行わず、史跡へのエントランスや案内機能を持たせた活用のための整備を図る。

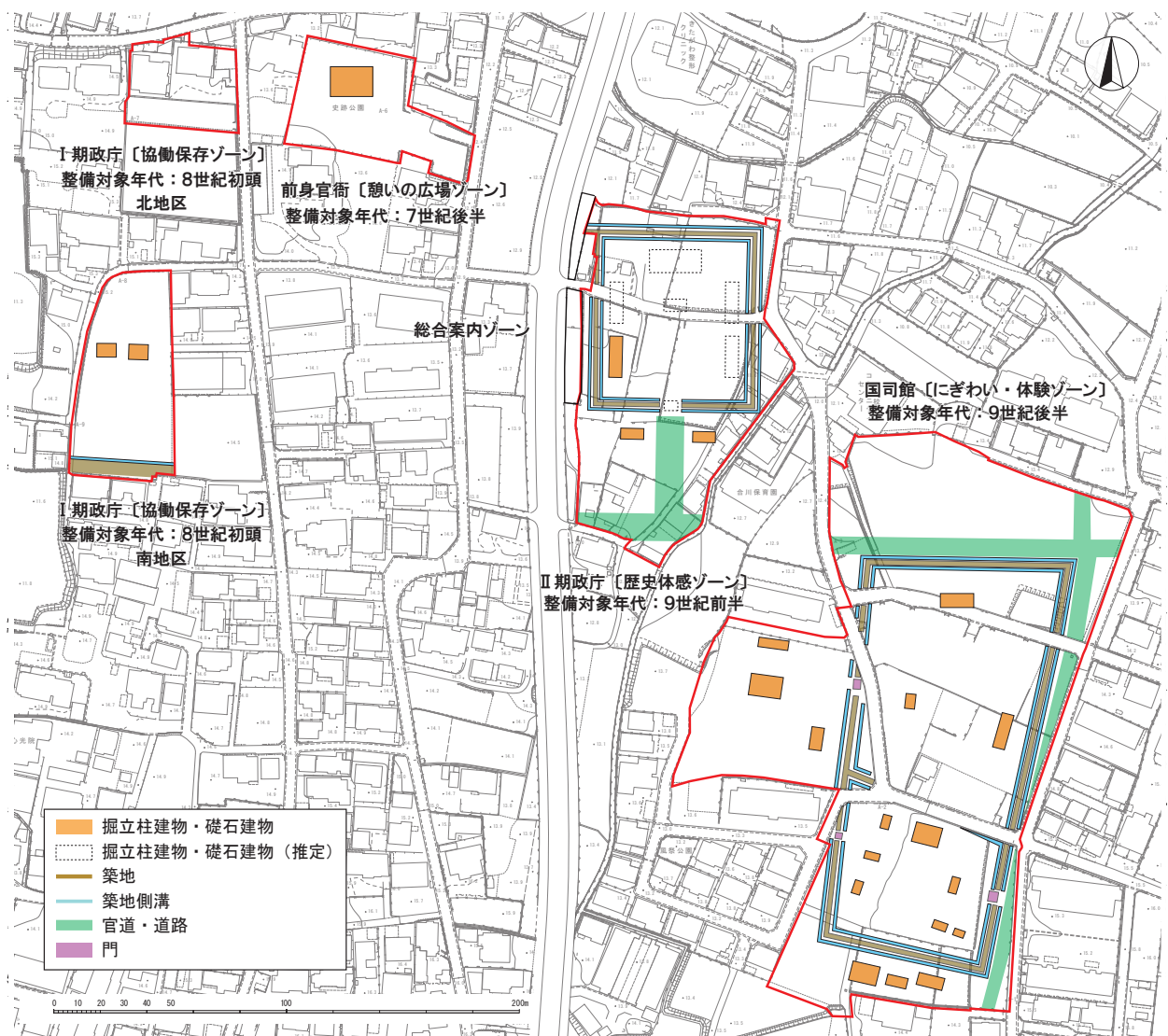


図 5-4-1 遺構の表現に係る主たる対象と整備対象年代

(2) 遺構の表現

ゾーンごとに次のような遺構の表現を行い、表示の程度に応じて、遺構の理解を深めるために解説を付すものとする。なお、以下の内容をまとめたものを図5-4-4、図5-4-9に示す。

1) 前身官衙〔憩いの広場ゾーン〕

①掘立柱建物

掘立柱建物は、前身官衙の正殿と考えられる大型四面廂建物の平面的な配置・規模を模式的に分かりやすく表現する。表現方法は、広場としての活用に配慮し、段差の生じない平面表示とし、具体的には、柱や建物外壁の位置、廂部分を舗装の色や舗装材を変えることで表現する(図5-4-2)。



図5-4-2 掘立柱建物の平面表示のイメージ(史跡斎宮跡)

2) I期政庁〔協働保存ゾーン〕

①掘立柱建物

掘立柱建物は、南地区に存在する2棟を表現する。景観の保全に配慮して遺構の範囲を植栽等で立体表示する。植栽の内容や方法は多様な主体との協働で検討する(図5-4-3)。



図5-4-3 掘立柱建物および築地塀の立体表示のイメージ(史跡美濃国府跡)

②築地塀

築地塀は、南地区の南辺に表現する。掘立柱建物と同様に景観の保全や指定地南側隣接地との境界を意識し、環境や景観に配慮した表現とする。築地塀の範囲を植栽等で立体表示する。

③築地側溝

築地側溝は、発掘調査で確認された築地塀の内側溝を表現する。平面表示とし、舗装材等により表現する。

【遺構の表現】

立体表示・・・地表面上または下に立体的な遺構の表現を行う表示方法で、建物の復元や擬木、基壇、礎石などの構造物の設置、掘り下げによる溝の表示などが含まれる。

平面表示・・・地表面に平面的に遺構の範囲・位置などを表現する表示方法で、舗装材や石材、塗装などで遺構表示を行うもの。

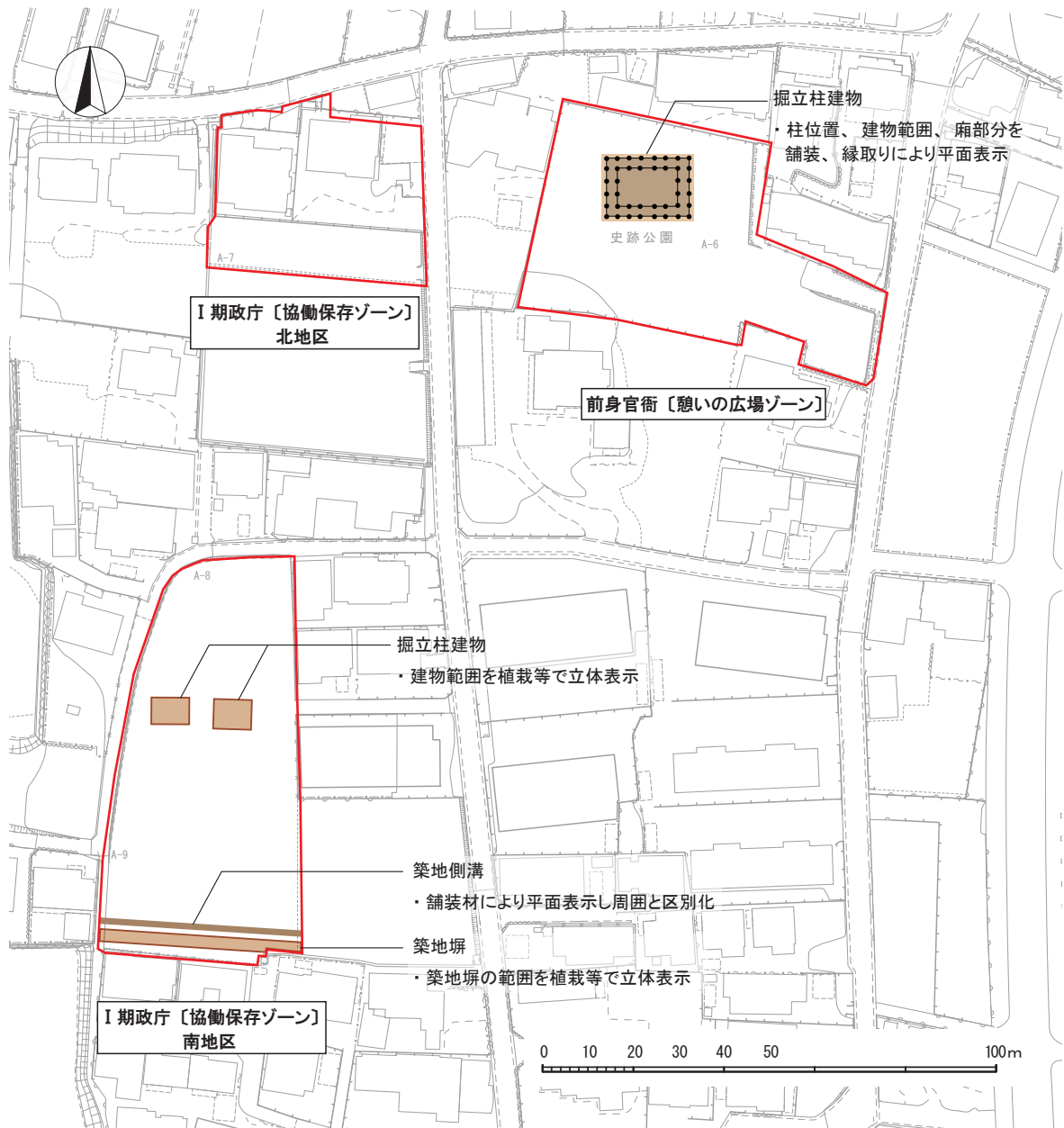


図 5-4-4 前身官衙〔憩いの広場ゾーン〕、I期政庁〔協働保存ゾーン〕における遺構の表現

3) II期政庁〔歴史体感ゾーン〕

①礎石建物

礎石建物は、筑後国府の全時期を通して唯一の礎石建物である西脇殿を表現する。視覚的に筑後国府の歴史を学べる表現とするため、礎石の位置を立体表示とする。礎石の表現は隣地の石祠内に祀られる礎石（伝承）を参考に同素材のものとし、発掘調査で得られた据え付け穴から推測できる規模とする。建物境界は基壇が確認されていないことから、掘立柱建物の表現と同じく配置や規模を分かりやすくするため、平面的に舗装・縁取りにより模式的に表現する。

②掘立柱建物

掘立柱建物は、政庁前面に東西に並ぶ2棟を表現する。西側の掘立柱建物は遺構の上部に位置や規模、柱の位置など発掘調査の結果を反映させた四阿として立体表示とし、解説パネル等で筑後国府を学ぶガイダンス機能を備えたものとする。四阿の仕様は文化庁や有識者と協議するものとし、筑後国府の理解に支障をきたさないように配慮する。

東側の掘立柱建物は調査成果に基づき柱位置を擬木等で立体表示、平面的な配置・規模は舗装・縁取りし、建物外壁の位置は石材等で分かりやすく表現する（図5-4-5）。



図5-4-5 柱位置の擬木での遺構表示のイメージ（史跡出雲国山代郷遺跡群）

③築地塀

政庁を囲む築地塀は、基底部までの立体表示とする。発掘調査で確認された犬走りを敷設し、寄柱についても舗装材を用いて平面的に表現する。市道で分断される箇所は、将来的に舗装を変更するなど視覚的に分かるように工夫を施す。発掘調査が実施されていない箇所も復元的に表示する。また、西側の一部は、隣接する都市計画道路からも見えるように原寸大の模型を設置するなど検討し、視覚的に筑後国府の往時を体感できるように努める。表現方法にあたっては、状況に応じて有識者等とも協議を行う。（図5-4-6）。



図5-4-6 築地塀と築地側溝の遺構表示のイメージ（史跡近江国府跡）

④築地側溝

政庁を囲む築地塀に伴う外側溝と内側溝は、元来は1 m以上の深さであるが、安全性に配慮した深さを掘りくぼめた立体表示とする。なお、掘りくぼめる深さは遺構の保護に留意したものとし、史跡地内の雨水を浸透・排水する機能も検討する。

⑤政庁内部（砂利固層）

政庁内部では、発掘調査によって砂利を突き固められた前庭部が確認されている。このため政庁内部は砂利敷きを連想させる透水性のある舗装材で表現する。

⑥官道・道路

官道・道路は、政庁南面を通過する官道と、そこから政庁南門へ取り付く道路を平面表示で表現する。路面は透水性のある土系の舗装材で表現し、道路側溝は遺構の保護と安全性に留意した深さに掘りくぼめた立体表示とする。側溝は雨水の浸透・排水を意図したものである（図 5-4-7）。



図 5-4-7 道路と側溝の表現のイメージ
（史跡斎宮跡）

⑦推定される遺構（正殿・脇殿・前殿・南門）

政庁北部分は未調査地が多く、また政庁東部分は後世の改変が著しい。

遺構の表現にあたっては類似例を参照してAR（拡張現実）などのデジタルコンテンツの活用や透過型説明板の設置を検討し、解説板でも補足するものとする。

4) 国司館〔にぎわい・体験ゾーン〕

①掘立柱建物

掘立柱建物は、国司館の主要建物と考えられる建物を表現する。国司館地区の広大な面積を活かして国司館の規模や国司の生活等を体験できる整備を検討するため、遺構の表現は平面表示を基本とする。遺構の位置・規模は舗装・縁取りにより模式的に表現することを基本とし、柱や建物外壁の位置は舗装や石材等で分かりやすく表現する。

南区画の四面廂建物は発掘調査の結果を反映させた四阿として立体表示とし、解説パネル等で筑後国府を学ぶガイダンス機能を備えたものとする（図 5-4-8）。中央区画の掘立柱建物も発掘調査の結果を反映させた四阿として立体表示とするが、来訪者の休憩施設としての利用を図る。

一方、国司館を囲む築地の外に位置する掘立柱建物は、調査成果に基づき柱位置を擬木で立体表示し、平面的な配置・規模は舗装・縁取り、建物外壁の位置は石材等で分かりやすく表現する。



図 5-4-8 ガイダンス機能を備えた四阿のイメージ
（史跡長岡京跡）

②築地塀

国司館を囲む築地塀は、基底部までの立体表示とする。市道で分断される箇所は、将来的に舗装を変更するなど視覚的に分かるように工夫を施す。発掘調査が実施されていない箇所も復元的に表示し、視覚的に広大な面積を占めた国司館の広さを体感できるように努める。

③築地側溝

国司館を囲む築地塀に伴う外側溝と内側溝は、一部が途切れ土坑状になっているものの、元来は国司館を囲んでいたものと考え、発掘調査が実施されていない箇所も復元的に表示する。表現の方法としては、遺構の保護と安全性に留意した深さに掘りくぼめた立体表示とする。また、史跡地内の雨水を浸透・排水する機能も検討する。

④門

門は、国司館への出入り口である3か所を表現する。いずれも通行に支障がないように平面表示とし、遺構の平面的な配置・規模・柱の位置を舗装・縁取りにより模式的に表現する。壁の位置は石材等で表現するなど構造を分かりやすく表現する。

⑤官道・道路

官道・道路は、国司館の北側を通過する官道と国司館の東側に敷設された道路を平面表示で表現する。発掘調査が実施されていない箇所も復元的に表示する。路面は透水性のある土系の舗装材で表現し、道路側溝は遺構の保護と安全性に留意した深さに掘りくぼめた立体表示とする。側溝は雨水の浸透・排水を意図したものとする。

